

駐輪場附置義務制度の見直し

○ 第23回協議会でのご意見と区のお考え方

1. リニューアル等への駐輪場附置義務について

判断は建築確認の審査機関が行ないますが、建築基準法の用途変更や改築に該当しない、単なるリニューアルや耐震工事等は該当しません。

2. 用途変更について

23区でも新宿区、品川区、杉並区、荒川区、練馬区が既に用途変更に対して附置義務を設けています。

建築確認が必要になる用途変更となるには、以下の①と②の条件が必要になります。

- ① 用途が変更された結果100㎡超の建築基準法第6条1項一号の特殊建築物(病院、マーケット、キャバレーなど)になる。
- ② ①のうち、類似の用途(ホテルと旅館。マーケットと物販店舗など)の中での変更を除く。

3. 改築について

23区では条例化はありませんが、政令指定都市では大阪市、名古屋市が既に改築に対して附置義務を設けています。

改築の定義を、簡単にまとめますと、以下のようになります。

火災等により建物の全部又は一部を滅失・除却した後、引き続き同じ用途、規模、構造が著しく異ならない建物を建てる場合。

4. いわゆる既存不適等の附置義務のない建物への指導基準の作成について

現在でも個別の施設へ協力をお願いしておりますが、個々のケースによって状況は異なります。店舗の位置や営業状況、近隣環境に沿って指導しておりますので一律の基準は難しいのですが、窓口や現場での指導指針を整備してまいります。

5. 共同住宅への駐輪場の附置義務について

豊島区では「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」により、一定規模以上共同住宅については、別途附置義務を設けています。

6. 豊島区の附置義務制度と東京都の自転車条例との関係は

豊島区の附置義務制度見直しは、建築主に対して、対象面積から算出した駐輪台数の附置を義務付けています。また、今年7月から施行された都条例は事業者に対して、自転車の駐輪場確保を努力義務として定めています。どちらも、来客・通勤や業務で使用する自転車の放置防止を目的としておりますので、両条例に齟齬はございません。

7. 他区条例での施設の用途指定状況

ボーリング場	品川区、板橋区、練馬区
飲食店	新宿区、中野区、練馬区、他8区
カラオケボックス	品川区、荒川区、板橋区
スポーツ施設	新宿区、中野区、板橋区、他8区
病院診療所	江東区、品川区、中野区
接骨院	中野区
学習施設	新宿区、中野区、板橋区、他8区
レンタルビデオ店	江東区、品川区、荒川区、板橋区
事務所・バックヤード	他区には実績なし。仙台市、静岡市で事務所を条例化。

パブリックコメントの実施

パブリックコメントにより「豊島区自転車等の放置防止に関する条例(自転車駐車場の附置義務)」改正案概要について以下のとおり意見を募集します。

1. 周 知 平成25年8月11日(日)より
2. 周知方法 「広報としま」および「豊島区ホームページ」へ掲載
3. 期 間 平成25年8月11日(日) ～ 9月10日(火)
4. 閲覧方法 閲覧場所および豊島区ホームページにおいて閲覧
5. 閲覧場所 交通対策課、行政情報コーナー、広報課、区民事務所、区民ひろば、図書館、建築課
6. 意見受付 直接交通対策課へ持参。またはFAX, E-mail、郵送
※ 後日、寄せられた意見への区の考え方を発表するため、個別の回答は行いません。

パブリックコメント閲覧資料(案)

「豊島区自転車等の放置防止に関する条例(自転車駐車場の附置義務)」
改正案概要についてパブリックコメント(意見公募手続き)制度に基づき区
民の皆さんのご意見をお聞きします。

◇ 自転車駐車場の附置義務とは

豊島区では、昭和62年から「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法」に基づき、条例により一定の規模の集客施設に対して新築・増築時に自転車駐車場の設置を義務付けています。

◇ 改正の目的

自転車駐車場を設置する施設・基準を実態にあわせて見直し、施設利用者の自転車放置を防止します。

◇ コピー

行政情報コーナーでは有料コピーが可能です。
豊島区ホームページからもダウンロードできます。

◇ ご意見をお寄せ下さい

①ご意見②郵便番号・住所③氏名または団体名(代表者名・担当者名)を記入し、平成25年9月10日(必着)までに交通対策課へお寄せ下さい。

(送付方法及びあて先)

郵送の場合 〒170-8422
 豊島区東池袋1-18-1
 豊島区都市整備部交通対策課自転車計画グループ
ご持参の場合 豊島区役所本庁舎3階 交通対策課カウンター
FAXの場合 FAX番号 03(3981)4844
Eメール A0023504@city.toshima.lg.jp

※いただいた個別のご意見への直接回答はいたしません。

◇ 募集した意見の取り扱い

提出いただいたご意見は、「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」を改正する際の参考とさせていただきます。

提出いただいた書類等は返却いたしません。

◇ お問い合わせ

豊島区都市整備部交通対策課自転車計画グループ Tel.03(3981)2169

※お電話でのご意見は受付できませんのでご了承ください。

「豊島区自転車等の放置防止に関する条例(自転車駐車場の附置義務)」改正(案)概要

○ 改正の考え方

- ・ 対象地域を拡大し、住宅地等への放置自転車の防止を図る。
- ・ 建築確認申請が必要な用途変更・改築を対象に追加する。
- ・ 対象の施設用途・規模を見直す。
- ・ 既存附置義務施設の利用状況を考慮し、基準を一部緩和する。
- ・ 店舗利用者の駐輪施設確保に加え、業務用・従業員用施設確保の義務を課す。

○ 改正内容

	現行	改正後
対象地域	都市計画法の商業地域、近隣商業地域	区内全域
対象行為	建築基準法上の新築、増築	建築基準法上の新築、増築、改築、用途変更
義務を課す最低台数	20台	10台
対象とする施設用途	遊技場(ゲームセンター、ぱちんこ屋等)	遊技場(ゲームセンター、ぱちんこ屋等)
	スーパーマーケットその他の大規模小売店	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア(調剤薬局は除く)
	百貨店(※)	上記を除く小売店
	銀行等金融機関	銀行等金融機関、郵便局
		ボーリング場・パッティングセンター等
		飲食店、カラオケボックス店
		スポーツ施設
		病院、診療所、接骨院
		学習施設(学習塾、英会話教室等)
	レンタルビデオ店	
	事務所、バックヤード(※)	

※ 対象の施設用途から百貨店の名称を除く

既存百貨店と同程度の規模の商業施設も多いことから、百貨店についても小売店として取り扱う。

※ 対象の施設用途に事務所、バックヤードを追加する

店舗利用者が使用する自転車の駐輪施設に加え、業務用、従業員用等の駐輪施設の確保を目指す。

附置義務台数を算出する基準面積

(例) 150㎡(対象面積) ÷ **15㎡(基準面積)** = 10台(附置義務台数)

基準面積	現行	改正後
15㎡	遊技場(ゲームセンター、ぱちんこ屋等) *店舗面積が5,000㎡を超える部分は30㎡。	遊技場(ゲームセンター、ぱちんこ屋等)、ボーリング場・パッティングセンター等、病院、診療所、接骨院、学習施設(学習塾、英会話教室等)、レンタルビデオ店 *店舗面積が5,000㎡を超える部分は30㎡。
20㎡	スーパーマーケットその他の大規模小売店舗 *店舗面積が5,000㎡を超える部分は40㎡。	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア(調剤薬局は除く) *対象面積が5,000㎡超10,000㎡まで40㎡。 *対象面積が10,000㎡を超える部分は80㎡。
25㎡	銀行等金融機関 *店舗面積が5,000㎡を超える部分は50㎡。	銀行等金融機関、郵便局 *店舗面積が5,000㎡を超える部分は50㎡。
40㎡		基準面積が20㎡のものを除く小売店、飲食店、カラオケボックス店、スポーツ施設 *対象面積が5,000㎡超10,000㎡まで80㎡。 *対象面積が10,000㎡を超える部分は160㎡。
60㎡	百貨店 *店舗面積が5,000㎡を超える部分は120㎡。	
200㎡		事務所、バックヤード *対象面積が10,000㎡を超える部分は400㎡。

※ 対象面積から除外

- ・ 機械室、倉庫、ボーリング場のレーン等の人の出入りが無い部分。
- ・ 壁柱で区分された廊下、階段、エスカレーター、エレベーター、塔屋。

※ 接道部への附置義務駐輪場案内板の掲出と維持を義務付ける。

○ 改正の適用

- ・ 条例施行後6ヶ月以内に工事の着手を行うものについては、一部適用除外を設ける。

○ 参考

共同住宅については、「豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」(建築課所管)により自転車等駐車施設の附置を義務づけている。